島根県報

令和８年11月６日（金）

号外 第 111 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

道路の供用開始　（道 路 維 持 課）　2

告　示

島根県告示第619号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和８年11月６日

島根県知事　丸　山　達　也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
			メートル			
県道	西伯伯太線	安来市伯太町須山福冨1077番１地先から同地先まで	18.72	令和８年11月６日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	斐川一畑大社線	出雲市小境町1108番１地先から同町2212番３地先まで	103.15	令和８年11月６日	出雲県土整備事務所	